

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第29号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>				<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			
貸付金の種類		免除の条件		免除の範囲		略	
略		略		略		略	
看護職員修学資金	県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この項において同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設（法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条	1	看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において看護職	看護職員修学資金	県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この項において同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設（法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条	1	看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において看護職

<p>第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>員の業務(トに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。)又は看護教員(看護職員養成施設において看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事する者をいう。以下同じ。)の業務に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。</p> <p>イ〜リ 略</p> <p>ヌ 看護職員養成施設</p> <p>2 大学院の修士課程(大学院の修士課程を修了し、1年以内に大学院の博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程)を修了した日から1年以内に県内の次に掲げる施設において看護職員の業務(ニに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。)又は看護教員の業務に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。</p> <p>イ〜へ 略</p> <p>ト 看護職員養成施設</p>	<p>略</p>	<p>看護職員 県内における看護職員(法第3条又は第5条に規定する助</p>	<p>1 鳥取大学を卒業した日から2年(災害、疾病その</p>	<p>債務の全部</p>
<p>第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>員の業務(トに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。</p> <p>イ〜リ 略</p> <p>2 大学院の修士課程(大学院の修士課程を修了し、1年以内に大学院の博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程)を修了した日から1年以内に県内の次に掲げる施設において看護職員の業務(ニに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。</p> <p>イ〜へ 略</p>	<p>略</p>	<p>看護職員 県内における看護職員(法第3条又は第5条に規定する助</p>	<p>1 鳥取大学を卒業した日から2年(災害、疾病その</p>	<p>債務の全部</p>

員 奨 学 金	産師又は看護師をい う。以下この項にお いて同じ。)の確保 を図るため、国立大 学法人鳥取大学(以 下「鳥取大学」とい う。)において看護 学を専攻する者(地 域枠推薦入学又は看 護職員確保のために 設けられた特別の入 学枠により入学した 者に限る。)で、将 来県内の病院又は診 療所において看護職 員の業務に従事しよ うとするものに対し て貸し付ける資金	他やむを得ない理 由により知事が必 要と認めたとき は、知事がその都 度定める期間。以 下この号及び第3 号において同 じ。)以内に助産 師免許又は看護師 免許を取得し、か つ、当該免許取得 後直ちに県内の次 に掲げる施設にお いて常勤の看護職 員(病院又は診療 所において定める 看護職員の勤務時 間の全てを勤務 し、かつ、1週間 当たり32時間以上 勤務する看護職員 をいう。以下同 じ。)又は常勤の 看護教員の業務に 従事し、当該施設 において引き続き 6年間その業務に 従事したとき。	(第 1号 口の 場合 にあ って は、 債務 の2 分の 1)	員 奨 学 金	産師又は看護師をい う。以下この項にお いて同じ。)の確保 を図るため、国立大 学法人鳥取大学(以 下「鳥取大学」とい う。)において看護 学を専攻する者(地 域枠推薦入学又は看 護職員確保のために 設けられた特別の入 学枠により入学した 者に限る。)で、将 来県内の病院又は診 療所において看護職 員の業務に従事しよ うとするものに対し て貸し付ける資金	他やむを得ない理 由により知事が必 要と認めたとき は、知事がその都 度定める期間。以 下この号及び第3 号において同 じ。)以内に助産 師免許又は看護師 免許を取得し、か つ、当該免許取得 後直ちに県内の次 に掲げる施設にお いて常勤の看護職 員(病院又は診療 所において定める 看護職員の勤務時 間の全てを勤務 し、かつ、1週間 当たり32時間以上 勤務する看護職員 をいう。以下同 じ。)又は常勤の 看護教員(看護職 員養成施設に常勤 職員として採用さ れた者で、看護学 分野の科目を担当 し、専ら学生又は 生徒の指導又は教 育に従事するもの をいう。以下同 じ。)の業務に従 事し、当該施設に おいて引き続き6 年間その業務に従 事したとき。	(第 1号 口及 びト の場 合に あつ て は、 債務 の2 分の 1)	イ～ト 略	略	略	
	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
医 師 養 成 確	県内における医師 の確保を図るため、 大学(学校教育法第 1条に規定する大学 をいい、学校法人自	1 大学を卒業した 日の属する年度の 翌年度の初日から 起算して2年(災 害、疾病その他や	略	医 師 養 成 確	県内における医師 の確保を図るため、 大学(学校教育法第 1条に規定する大学 をいい、学校法人自	1 大学を卒業した 日の属する年度の 翌年度の初日から 起算して2年(災 害、疾病その他や	略	略	略	略	略

<p>保 奨 学 金</p> <p>治医科大学を除く。 以下この項において 同じ。)において医 学を専攻する者で、 将来県内の知事が指 定する病院又は県内 の普通地方公共団体 が設立する診療所 (以下「指定病院 等」という。)にお いて医師の業務に従 事しようとするもの に対して貸し付ける 資金</p>	<p>むを得ない理由に より知事が必要と 認めるときは、知 事はその都度定め る期間)以内に医 師免許を取得した 後、直ちに医師法 (昭和23年法律第 201号)第16条の 2第1項に規定す る臨床研修(以下 単に「臨床研修」 という。)を受け、 当該研修を修了 した日から起算 して医師養成確保 奨学金(以下この 項において「奨学 金」という。)の 貸与を受けた期間 の1.5倍に相当す る期間(鳥取大学 において医学を履 修する課程に地域 枠推薦入学により 入学した者(以下 この項において 「地域枠入学者」 という。)以外の 者にあつては、奨 学金の貸与を受け た期間の1.5倍に 相当する期間に<u>3</u> <u>年を加えた期間</u> (当該期間が9年 を超える場合にあ つては、9年)と し、災害、疾病そ の他やむを得ない 理由により知事が 必要と認めるとき は、知事はその都 度定める期間とす る。)内に、指定 病院等において常</p>	<p>保 奨 学 金</p> <p>治医科大学を除く。 以下この項において 同じ。)において医 学を専攻する者で、 将来県内の知事が指 定する病院又は県内 の普通地方公共団体 が設立する診療所 (以下「指定病院 等」という。)にお いて医師の業務に従 事しようとするもの に対して貸し付ける 資金</p>	<p>むを得ない理由に より知事が必要と 認めるときは、知 事はその都度定め る期間)以内に医 師免許を取得した 後、直ちに医師法 (昭和23年法律第 201号)第16条の 2第1項に規定す る臨床研修(以下 単に「臨床研修」 という。)を受け、 当該研修を修了 した日から起算 して医師養成確保 奨学金(以下この 項において「奨学 金」という。)の 貸与を受けた期間 の1.5倍に相当す る期間(鳥取大学 において医学を履 修する課程に地域 枠推薦入学により 入学した者(以下 この項において 「地域枠入学者」 という。)以外の 者にあつては、奨 学金の貸与を受け た期間の<u>2</u>倍に相 当する期間(当該 期間が9年を超え る場合にあって は、9年)とし、 災害、疾病その 他やむを得ない理由 により知事が必要 と認めるときは、 知事はその都度定 める期間)内に、 指定病院等におい て常勤医師(当該 病院等において定</p>
--	---	--	---

		<p>勤医師（当該指定病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。）としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間（地域枠入学者以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（当該期間が6年を超える場合にあつては、6年））以上通算して従事したとき。</p>		<p>める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。）としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間（地域枠入学者以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（当該期間が6年を超える場合にあつては、6年））以上通算して従事したとき。</p>	
		<p>2 前号に規定する業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。</p>		<p>2 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。</p>	
略	略	略	略	略	略
備考 略		備考 略			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例本則の表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合の債務の免除について適用する。